

京都市告示第 10 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、岩倉具視幽棲旧宅の入場料に係る公金の徴収及び収納事務を委託します。

平成 26 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市文化 観光資源保護財団	岩倉具視幽棲旧宅の入場料 に係る公金の徴収及び収納 事務の委託	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日 まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)